

提案書

平成19年9月7日

総務省情報通信政策局地上放送課 御中

〒530-8304

おおさかしきたくちややまち
大阪市北区茶屋町17番1号

かぶしがいしや まいにちほうそう
株式会社 毎日放送

代表取締役社長 河内 一友

担当者

電話番号

メールアドレス

以下のとおり、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」に関して今後検討が必要と思われる課題について提案を提出致します。

1 制度分野

●課題1 免許形態を如何にすべきか

* 意見

地域に密着した多様な情報を発信できる地上放送の特性から、1セグメントを基本単位とした放送事業者ごとの単独免許が望ましい。

また、免許人は放送インフラと番組内容の両方に責任を有することが必要であり、放送の公共性維持や緊急災害時での安定した番組を供給するためにも、ハード・ソフト一致の免許形態が必須と考える。

ただし、周波数有効利用の観点から、送信については、ガードバンド帯域を出来るだけ少なくすることを考慮に入れると、複数セグメントの連結送信が考えられるが、その送信設備を共同運営するような新たな制度についても検討が必要となる。

●課題2 県域(広域)免許か、全国免許とするか

* 意見

地上放送では、地域に密着した情報発信が必須であり、地域性の確保を重視した免許とすべきである。従って、基本的には県域単位の免許が望ましい。しかしながら現状の経済・文化活動等を考慮すると、関東、中京、近畿圏においては広域免許が適していると考える。また、ローカル地域についても経済性などを考慮すれば地域によってはブロックごとの準広域という方式の検討も必要と考えられる。

●課題3 現行の放送制度を適用するか、新たな放送制度を必要とするのか

* 意見

新たな制度ではなく、現行の放送制度の適用で実施可能と考える。

現在、DRP(デジタルラジオ推進協会)では、2003年より現行制度の「超短波放送」の範囲でデジタルラジオの実用化試験放送を実施しており、2011年本放送開始を目指して、技術、コンテンツ、ビジネスの開発など、そのノウハウを蓄積してきている。その実績から、移動体、携帯向けの様々な放送サービスは、新たな放送制度ではなく、現行の超短波放送の制度の適用が可能である。但し、今後、放送波によるダウンロードサービス等、新たな放送サービスを適用するために制度の拡張検討は必要と考える。

2 技術分野

● 課題1 技術方式は1種類とするか、複数とするか

* 意見

「放送」に割り当てられた周波数枠内において、異なる技術方式が混在する場合、異なる方式間には、さらなるガードバンドが必要となる。限られた周波数を有効に利用するためには1つの技術方式に統一することが望まれる。

● 課題2 どのような技術方式が適しているのか

* 意見

ISDB-T_{SB}が最適と考える。

ISDB-T_{SB}はセグメントの概念を導入することで6MHzを13に分割し、1セグメント=430kHzと言うナローバンドでの伝送が可能な融通性のある日本で開発された優秀な技術方式である。

これは他の方式では実現できない優れた特色であり、方式によっては5～8MHzのワイドバンドを必要とするものがある。また、ISDB-T_{SB}は1セグメントを基本単位とするナローバンドにより、自由に置局の設計が出来ると共に、サービス事業者数など未定な要素が多い中でチャンネルアサイメントに融通性をもたらす、日本の優れた技術方式であり、このISDB-T_{SB}を広く普及させることが、国際競争の観点からも、日本にとって重要課題であると考えられる。

3 ビジネスモデル分野

● 課題1 放送の公共性をどう考えるか

* 意見

放送は公共性が求められる。従って、すべての国民に対して無料でサービスを提供する事が基本と考える。特に、緊急災害時等には、有益な情報を継続して提供し、国民の生命と財産を守るためにも、すべての国民が簡易に無料で受信できることが最優先させるべきと考える。当然ながら、デジタル放送の特性を生かした、多チャンネル展開により、年齢、性別、趣味嗜好など、多くのリスナーのニーズに即した編成など、新たな放送サービスの展開も可能となる。また、デジタル放送ならではの双方向機能や、データ放送の活用による有料サイトへの誘導、有料ダウンロードサービスの実施、通信との連携によるWEBサイトでのビジネス展開等、広告収入のみならず、新たなビジネスチャンスも見込まれる。

4 その他

● 課題1: 地上音声放送の将来像についての検討

* 意見

地上放送のデジタル化が進む中、ラジオも例外なくデジタル化されることによって、遥かに多くの情報やサービスを国民に提供する事が可能となる。また、地震や津波など緊急災害時には多チャンネル音声放送に加え、データ放送による簡易画像や文字情報の活用により、地域に即した極めて細やかな情報提供が可能となり、国民の生命、財産の安全確保に大いに寄与するメディアと位置づけられる。

加えて、ラジオのデジタル化は現行のAMラジオが抱える都市難聴取問題への有効な対策であり、難聴取地域の解消によってこれまで以上に聴取者の増加及び受信機の普及を促し、音声メディアとして新たな経済発展効果が見込まれる。また、新たなデジタル放送の普及促進を図る上で、既存のラジオ放送事業者のノウハウを活用する意味でも、既存ラジオ事業者が単独での免許取得が可能となるよう、マスコミ集中排除原則の観点からの検討も必要と考える。

当社はDRPに加盟し、2003年10月から大阪でのデジタルラジオ実用化試験放送を実施しており、アナログテレビが終了する2011年から、速やかに本放送が実施できることが望まれる。

2007年9月7日

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」に関する課題
提案要旨

株式会社 毎日放送

1. **制度分野**

課題1: 免許形態を如何にすべきか

意見: 地域ごとに情報発信が可能な地上放送の特性から、1セグメントを基本単位とした事業者ごとの単独免許が望ましい。また、放送インフラと番組内容の両方に責任を有することや、放送の公共性維持、緊急時における番組供給の安定性などを考慮するとハード・ソフト一致の免許形態が必須。

課題2: 県域(広域)免許か、全国免許とするか

意見: 地域性の確保を重視した免許とすべきで、ローカルエリアは基本県域。ただし、経済性を考慮したブロックごとの準広域も想定される。また、関東、中京、近畿圏においては広域が適していると考える。

課題3: 現行の放送制度を適用するのか、新たな放送制度を必要とするのか

意見: 既に、デジタルラジオの実用化試験放送で技術、コンテンツ、ビジネス等の開発が進められており、現行の超短波放送の放送制度で適用可能と考えられる。ただし、放送波によるダウンロード等の新サービスに対応した制度拡張は必要と考える。

2. **技術分野**

課題1: 技術方式は1種類とするか、複数とするか

意見: 異なる技術方式が混在すると、方式間にもガードバンドが必要となるため、周波数の有効利用のためには1つの技術方式が望まれる。

課題2: どのような技術方式が適しているのか

意見: ISDB-T_{SB}はセグメントの概念導入で6MHzを13に分割し、1セグメント=430kHzというナローバンドでの伝送を可能とする、融通性のある日本で開発された優秀な技術方式である。他の方式では実現できない優れた特色であり、このISDB-T_{SB}を広く普及させることが国際競争の観点からも日本にとって重要課題と考える。

3. **ビジネスモデル分野**

課題1: 放送の公共性をどう考えるか

意見: 放送は、緊急災害時等においては有益な情報の提供という公共性が求められるため、通常においても簡易に無料で受信できる番組を多く含むことが最優先されるべきである。但し、デジタル放送ならではの特性を生かした新たなビジネス展開が見込まれる。

4. **その他**

課題1: 地上音声放送の将来像について

意見: ラジオ放送のデジタル化も必要と考える。デジタルラジオの取り組みはAMラジオ放送における都市難聴取問題への有効な対策となり、受信機の普及と共に聴取者の増加による経済効果が期待できる。従って、2011年からの速やかな本放送の実施が望まれる。

以上